

使 用 前 確 認 証

原規規発第 2012162 号

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

令和2年8月11日付け原発本第121号（令和2年10月1日付け原発本第187号及び令和2年11月13日付け原発本第241号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第21条の規定に基づき、確認証を交付します。

令和2年12月16日

原子力規制委員会